

紹介手数料の返金

採用された者が、本人の自己都合により入社後3ヶ月以内に退職した場合、求人者に対し、支払われた紹介手数料の50%を返金する。

また、この場合、求人者は退職日より7日以内に弊社に対し退職の事実を書面により通知するものとし、弊社はこれを受け採用された者に退職を確認した後、求人者へ返金する。但し、会社都合による退職は返金の対象とならない。

許可番号 28-ユ-301033

事業所の名称及び所在地 有限会社ループ